

大鰐町ゆるキャラ「もやっぴー」ぬいぐるみ借用マニュアル

目的

大鰐町ゆるキャラ「もやっぴー」ぬいぐるみ（以下「ぬいぐるみ」）借用マニュアルは、企画観光課（以下「当課」）が所有するぬいぐるみの借用ルールについて定めるものである。

原理原則

ぬいぐるみを活用することで、町の魅力発信や機運醸成を推進し、もって町の地域活性化へと繋げることを目的とする。

借用可能団体

町内に事業所を有する事業者及び団体
その他、当課が認める事業者及び団体

貸出日数

原則30日以内

※借用期間中、町が急遽ぬいぐるみを使用する必要がある場合は、必要数町に返却するものとする。

借用料

無料

不正使用（禁止行為）

ぬいぐるみ借用者は、ぬいぐるみの借用にあたり、以下の行為が禁止される。

- 1 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがある行為。
- 2 政治的目的を有する行為。
- 3 ぬいぐるみを複製する行為。
- 4 その他、当課が不適切であると認める行為。

使用者の責任

紛失及び汚損等をした場合には、責任をもって弁償すること。

免責

当課は、ぬいぐるみに起因して借用者に生じたあらゆる損害について一切の責任を負わないこととする。